

臨床工学技士

看護師

診療
放射線技師

医療職をめざす学生をサポートする
太陽会の奨学金制度

社会福祉士

奨学生募集

臨床検査技師

理学療法士

作業療法士

言語聴覚士

一般奨学金（返済免除）

貸付金額 ▶ 月額 **45,000円**

貸付期間 ▶ 最長 **4年間**（1年ごとの契約）

返済免除条件

本会または本会の指定する医療機関等に就職し、一定期間継続して勤務をすると返済免除となります。

貸与期間	1年	2年	3年	4年
返済免除期間	3年	3年	3年	4年

修学資金貸付金

貸付金額 ▶ 月額 **60,000円**

貸付期間 ▶ 最長 **4年間**（1年ごとの契約）

返済について

貸付期間を基準として、入職後最長8年間で返済して頂きます。

貸与期間	1年	2年	3年	4年
返済期間(最長)	2年	4年	6年	8年

+

■「修学資金貸付金」のみの貸与、および公的機関等の行う奨学金との併用もできます。

STEP1



メールで申込

メールにて氏名・住所・連絡先・職種をご入力いただきお送りください。

STEP2



申請書類を記入

申請書を郵送しますので、必要書類と一緒にご返送ください。

STEP3



書類審査・面接試験の実施

連帯保証人さまと一緒に面接試験を実施。

STEP4



可否結果を郵送で通知・確認書の記入

合格通知・確認書を郵送します。ご記入後、必要書類と一緒にご返送ください。

STEP5



指定口座にお振込

毎月25日にお振込いたします。

お問合せ先

社会福祉法人太陽会
安房地域医療センター
人事課 奨学金担当

■ Email awairyojinji@awairyoyo.jp



QRコードを読み取っていただき
「メール作成画面はこちら」から
必要事項を記入の上、ご送信ください。

☎ 0470-25-5034

対応時間：平日9:00～17:30

2025年度 奨学金・修学資金 貸与生募集について

医療技術関係資格養成施設（※詳細別記）を卒業後、社会福祉法人太陽会（安房地域医療センター・他）に就職を希望する方に対して、審査のうえ奨学金を貸与し学生生活をサポートします。

*医療技術関係資格養成施設とは、現時点では、看護師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・臨床工学士・臨床検査技師・診療放射線技師・社会福祉士の養成施設をいう。

□ 対象者

1. 医療技術関係資格養成施設に2025年4月に在学中の者。
2. 心身健全、成績ともに良好な者。

□ 貸与金額： 奨学金 月額45,000円 / 修学資金 上限60,000円/月額とし、10,000円単位で貸与可。

□ 養成校種別/貸与期間/奨学金（返済免除条件付き）勤務期間/修学資金（貸付金）返済期限については、下記表の通りとする。但し、留年・休学等の場合には、速やかにその旨を申し出、返還する事とする。

□ 奨学金（返済免除条件付き）

卒業後、資格免許を取得し、右表の期間、社会福祉法人太陽会の指定する医療機関等に勤務した場合は、奨学金返済が免除されます。

□ 修学資金（貸付金）

卒業後、資格免許を取得し、社会福祉法人太陽会の指定する医療機関等に勤務し、貸与期間の2倍を返済期間の基準とする。返済方法は、月賦・年賦・半年賦併用のいずれかにより返済する。

□ 応募書類： ① 履歴書 ② 成績証明書 ③ 住民票 ④ 健康診断書
⑤ 奨学金等借用申請書 ⑥ その他

□ 応募方法： 下記問い合わせメールアドレスに住所・氏名・連絡先を記載の上、「奨学金のみ貸与希望」「奨学金・修学資金（貸与の希望金額：1万円単位で上限6万円までの金額を記載）の両方を貸与希望」の旨を事前にお知らせください。
応募書類 ① 履歴書 ・⑤ 奨学金等借用申請書 を担当よりご送付します。
②・③・④を同封し、下記問合せ先にご郵送ください。

□ 選考方法： 面接

□ 選考日・場所：社会福祉法人 太陽会 安房地域医療センター（詳細は個別に通知）

選考日	締切	*
12/21(土)	12/9(月)	* ぜひ事前に見学にお越しいただき、ご受験くださいますようお願いいたします。見学にお越しになれず、受験の場合には、左記「選考日程」は、同日に見学会を実施しております。
1/25(土)	1/14(火)	
2/22(土)	2/10(月)	

尚、既に見学をされている方は、WEB面接でのご受験も承っています。

□ 問合せ先： ☑ awairyoinji@awairyo.jp

*お問い合わせ、ご質問は、メールでお受けしております。 お問い合わせお申込みメールはコチラ! →
ご協力をお願いいたします。



ホームページはこちら↑

書類等送付先：〒294-0014 千葉県館山市山本1155番地
社会福祉法人 太陽会 安房地域医療センター
人事部 人事課 奨学金担当



※奨学金等貸与規則抜粋※

(奨学金等の貸与額および貸与期間)

第3条 3 奨学金等の貸与期間は、1年毎の単年度契約とし、継続して奨学金等を受けようとする場合は、その都度貸与申請を願い出て、個々協議の上貸与するかどうかを決定する。……

(奨学金等の貸与の取り消しおよび停止)

第7条 奨学生が、次の各号に該当するときは、貸与の決定を取り消す。

- (1) 退学処分を受け、学籍を失ったとき。
- (2) 負傷、疾病または死亡等の理由により修学が困難となり、卒業の見込みがないとき。
- (3) 成績不良等の理由により留年したとき。
- (4) その他、奨学金等の貸与の目的を達成する見込みが無くなったとき。

(奨学金の返還)

第9条 奨学生が、次の各号に該当する場合は、その事由の生じた日から起算して30日以内にすでに貸与を受けた奨学金を一括して返還しなければならない。ただし、状況によっては分割返還を認めることがある。

- (1) 前7条の1号から4号までの規定により貸与を取り消されたとき。
 - (2) 卒業後、本会または本会の指定する医療機関・福祉施設・子ども園等に勤務しないとき、または勤務できなかったとき(本会が採用しなかった場合を含む)。
 - (3) 資格試験合格後、前第8条の勤務年数未滿で退職したとき。
 - (4) 卒業し入職後2年(受験回数3回)を経ても資格試験に合格しないとき。
 - (5) 入職後の貸与期間中に、就業規則その他諸規則に重大な違反をしたとき。
- 2 返還に伴う貸付金の利息は、貸与元本確定日を起点(貸付実行日)とし、その利率は別に定める。

(修学資金貸付金の返済)

第10条 修学資金貸付金の返済については、次のとおりとする。

- (1) 返済期間は貸与年限の2倍を基準とする。
 - (2) 返済方法は、月賦または年賦・半年賦併用のいずれかにより返済する。
 - (3) 返済利息は、前第9条第2項による実質年率方式で計算する。
- 2 貸付金を約定どおり返還した場合、また繰上げにより全額を一括返還した場合、それまでの利息の返済については別に定める。
- 3 奨学生は、次の各号に該当したときは、その事由の生じた日から起算して30日以内に、それまでに貸付を受けた修学資金貸付金の全額から返還した額を引いた残りの額と、それにかかる利息の合計額を返還しなければならない。
- (1) 前第7条に該当し、修学資金の貸付を打ち切られたとき。
 - (2) 本会に勤務しないとき、または勤務できなかったとき(本会が採用しなかった場合を含む)。
 - (3) 本会または本会の指定する医療機関・福祉施設・子ども園等に勤務し、返還契約期間を満了せず退職したとき。